

町政を問う!!

11 議員が質問・提案を

部落問題

推進法成立町の取り組みは

実態調査 国の指示まち



おくもと てつや 議員
奥本 哲也

問 昨年12月に部落差別解消推進法が成立し、国も部落差別が明確に存在すると認められました。まずまず陰湿化している状況の中、「人を大切にする町」として今後の取り組みは。

答 藤本 住民課長

今はまだ、部落差別が存在し、情報化により状況の変化が生じている。差別発言、差別落書き、インターネットによる書き込みなど特定の地域の人々の人権を侵害している。この法律は相談体制の充実、

のか。先生方の資質の向上、指導力など新たな方向性を見極める時だと思うが。

答 坂本 教育長

教育啓発、実態調査の3点が重要視されている。相談体制は人権相談、人権侵害などの調査などで被害者の救済、予防を図っている。町職員も取り組む業務と位置づけ、人権研修で資質の向上を図っている。次に、人権教育の啓発は研修会などを開催しているが、公務員の参加が多く、一般住民の参加が少ないのが現状だ。これからは集会や研修に向いて、出前人権講座を行う。

実態調査は、現在、国からの指示がなく不明の状態だが、詳細が分かり次第、速やかに実施していく。

問 部落差別解消推進法を基に、同和教育の見直しが必要と思うが、学校教育、就学前教育、社会教育の中で、これからどう取り組みをしていく

全ての基本的な人権を尊重していくため発展的に再構築していく。当町においても部落差別をはじめ、様々な差別が解決していかないのが現状。人権教育推進講座、人権教育研究大会、泊まりあい人権研修会を継続して行っているが、まだまだ町民に浸透していない。この法律の目的に沿って今後、より一層の教育活動を推進していく。

学校教育での同和教育は、人権教育を進めるうえで大変重要だと位置づけている。今後は、教職員の人権意識の向上、指導力の向上を図っていく。

保護者や地域への教育、啓発についても人権参観日などで積極的に啓発を行っていく。保育所の同和教育、学習は現在行っていないが、法が制定され、その意味を踏まえ検討していく。

地域振興

ご当地ナンバー導入を

十分に協議し判断

問 ご当地ナンバープレートは、地域振興にメリットがあると思うが導入しては。

答 森田 総務課長

市町村ごとにユニークな形状、図柄を採用している原付バイクのナンバープレートを、現在、県下8市町村が採用しているが、住民にも好評のようであるが、抑制にも一定の役割を果たしている。しかし、費用が通常の3倍かかる。また、デザインの選定方法など協議事項が多くあり今後、十分に検討し判断したい。